

# 無窓の居室と無窓階

建築基準法には、いわゆる「無窓の居室」という概念があり、消防法には「無窓階」という概念があつて、それぞれ、窓のある居室や階に比べて各種の規制が厳しくなっていることはご存じのとおりである。

何のために窓が必要か、という観点がそれぞれの規制によって異なっているため「無窓」の定義が規制の内容によつてそれ異なっていることもご存じの方が多いと思う。ここでは、この「無窓」を横断的に眺めて整理してみることにしたい。

## 建築基準法の「無窓の居室」

建築基準法における「無窓の居室」は、条文上は「窓その他の開口部を有しない居室」と表現されている。「窓その他の開口部を有しない」といつても完全に窓がないことを意味しているのではなく、「窓その他の開口部」を設ける

べきであるという規制目的に合致した開口部の面積が一定の値以下であることをもつて「有しない」としているのである。

規制の対象は「居室」である。この場合の「居室」は、「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室」(法第2条第4号)であるから、すべての「居室」について規制があつてもよさそうな気もある。

建築基準法において「窓その他の開口部」は以下のようない理由により必要であるとされている。

### (1)採光のため（法第28条第1項）

住宅、学校、病院、福祉施設等の居室については、採光のため、居室の床面積に対しても一定以上の比率となる面積の「窓その他の開口部」を設けなければならぬが、この規定は「明るさ」だけでなく、「開放感」のようなものも求めているためであろうか。

「採光のための窓その他の開口部」の定義は特にならないが、「採光に有効な部分の面積」の算定方法が政令（令第20条）で定められており、これが事実上の定義となつてている（表1）。

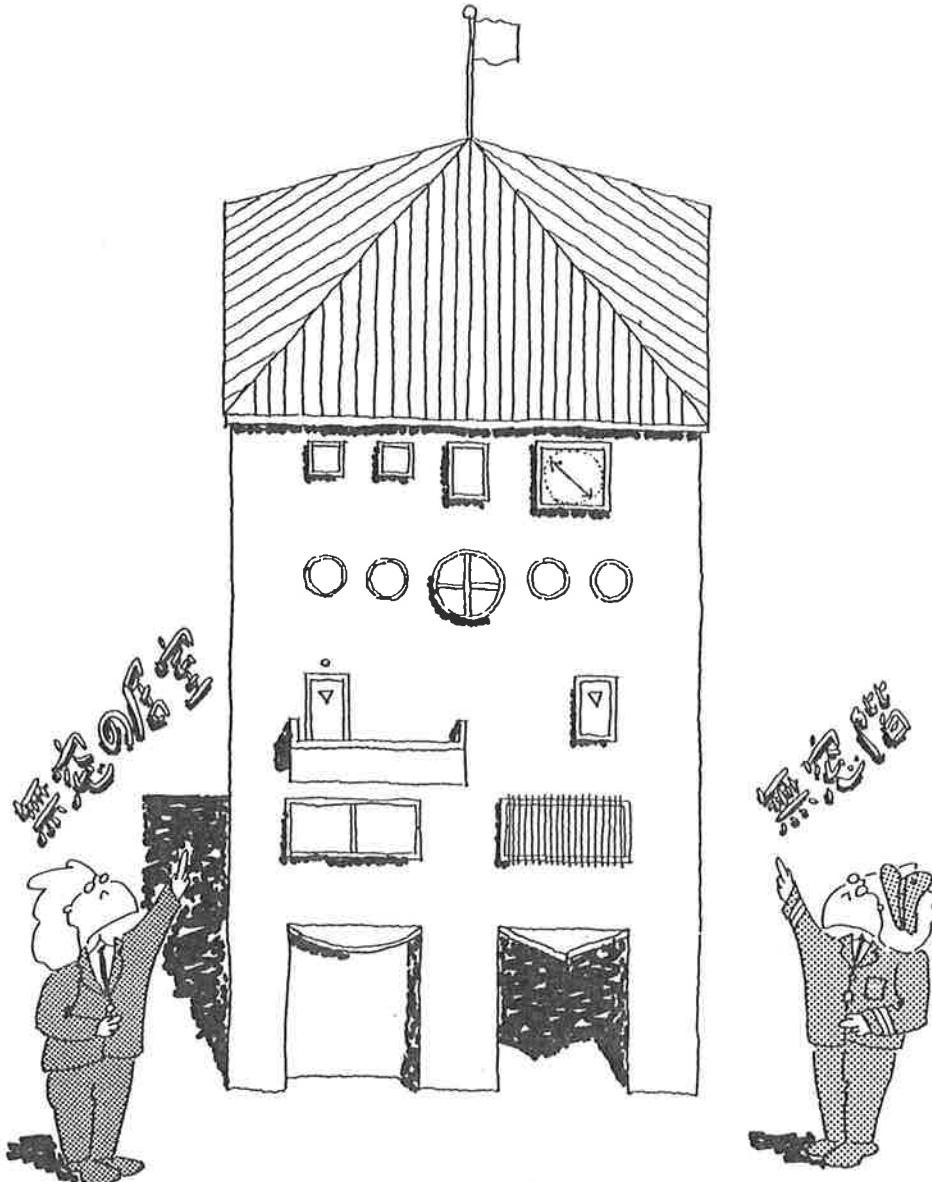
光に有効な部分の面積は当該居室の床面積の1/7以上なければならない。その他の建築物については、1/5から1/10の間で用途によつて最小値が定められており、たとえば学校の教室や保育園の保育室については1/5以上、病院の病室については1/7以上などとなつている（令第19条第2項）。

表2 無窓の居室と無窓階における開口部の比較

分類	開口部の定義または有効部分の算定方法	開口部の設置目的	「無窓」とならぬいための条件	「無窓」とされた場合の規制内容
明るさの確保		採光 (法28条第1項) ①住居系地域 $D \geq \frac{4}{10}H$ ②工業系地域 $D \geq \frac{2.5}{10}H$ ③商業系地域 $D \geq \frac{2}{10}H$ (注1) ②③の場合で $D \geq 5$ m の場合は、窓全部有効 (注2) 開口部が道路、公園、川等に面する場合は、窓全部有効 (注3) 天窓は面積の3倍を有効開口部とみなす	開口部の有効面積 $= A$ 床面積 = $S$ すると 住宅、病室 $A \geq \frac{1}{7}S$ 教室 $A \geq \frac{1}{5}S$	建築できない
		避難 (法35条、同令116条の2第1項第1号)	$A \geq \frac{1}{20}S$	廊下、階段等の避難路の規制強化
換気または排煙	特になし	換気 (法28条第2項)	$A \geq \frac{1}{20}S$	換気設備の設置
		排煙 (法35条、同令116条の2第1項第2号、117条第1項) 内装制限 (法35条の2)	$A \geq \frac{1}{50}S$	排煙設備の設置 内装制限
消防隊の進入口または避難口		消防隊の進入 (法35条、同令126条の6)	「窓その他の開口部」を消防隊がアクセス可能な外壁面10m以内ごとに設置	「非常用の進入口」を消防隊がアクセス可能な外壁面に40m以下の間隔で設置
		区画の不燃化 (法35条の3)	採光に有効な部分の面積 $\geq \frac{1}{20}S$ または左の窓その他の開口部*の設置	無窓の居室を区画する主要構造部の不燃化
消防隊の進入口または避難口		消防隊の進入または避難 (消令10条～第28条)	$A \geq \frac{1}{30}S$	消防用設備等の規制強化
			左の開口部を2以上有しかつ $A \geq \frac{1}{30}S$	

## (2)換気のため（法第28条第2項）

すべての居室には、換気のため、居室の床面積に対して $1/20$ 以上の比率となる面積の「窓その他の開口部」を設ければならない、とされている。換気のための開口部は、換気設備によって代替



無窓の居室と無窓階ではそれぞれ規制が異なる

できることになつてている。

「換気のための窓その他の開口部」の定義はなく、「換気に有効な部分の面積」という概念はあるがその算定方法が政令で定められているわけでもないので、「換気のための窓その他の開口部」の構造、条

件などは、他の開口部規制に比べると法令上は明確ではない。

## (3)避難のため（法第35条、同令第116条の2 第1項第1号）

次の建築物または階については、廊下、避難階段および出入り口（令第5章第2節（第117～126条））に関して、特別の規制が行われている。

- ①不特定多数の者や災害弱者等が利用する建築物（法別表第1（い）欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物）
  - ②階数が3以上の建築物
  - ③「窓その他の開口部を有しない居室」を有する階
  - ④延べ面積が $1000\text{ m}^2$ を超える建築物
- これらの建物または階については、火災等の災害が発生した場合の避難が困難であると考えられるため、廊下（令第119条）、直通階段（令第120～121条）、屋外階段（令第121条の2）、避難階段・特別避難階段（令第122～123条）、出口（令第118条、第124～125条の2）等の設置条件やその構造基準等を特に定めているのである。

これらの規制においては、「窓その他の

開口部を有しない居室」を有する階は、劇場、病院、ホテル、学校、デパート等の用途の建築物や中高層建築物、大規模建築物と同格に扱われている。

前記①、②または④に該当する建築物でなくとも、「窓その他の開口部を有しない居室」を有する階（③）については、たとえば直通階段を一定の歩行距離以内ごとに設けなければならない、などということになるのである。

③については階ごとの規制になつているが、階段に関する規制はその階だけでは收まらないので、結局のところ建築物全体に対する規制と同様になつてしまふ。階単位で規制する意味があるのは、事実上廊下の幅（令第119条）についての規制だけではなかろうか。

この場合の「窓その他の開口部を有しない居室」は、採光に有効な部分の面積が当該居室の床面積の1/20以上ないものをいうこととされている（令第116条の2第1項第1号）。

適切な開口部がないと避難上問題が生じると考えるべきなのはなぜだろうか？その理由として、当該開口部からの避難

や消防隊による救助の可能性、排煙、換気、避難のための明るさの確保などいろいろ考えられる。

いずれも他の条文（後述）で、それぞれの規制内容に則した条件を付して別途規制されているが、この規制における「窓その他の開口部を有しない居室」の定義において、開口部の要件を「採光に有効な部分の面積」（令第20条第1項または第2項）により判断することとしていると

ころを見ると、強いて言えば避難のための明るさの確保の意味合いが強いのではなかろうか。

#### （4）排煙のため（法第35条、同令第116条の2第1項第2号、第117条第1項）

次の建築物または居室には、原則として排煙設備を設けなければならないこととされている（令第126条第1項）。

①不特定多数の者や災害弱者等が利用する建築物（法別表第1（い）欄①項から④項までに掲げる用途に供する特殊建築物）で延べ面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの②階数が3以上で延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物（高さ31m以下の居室で床面積100m<sup>2</sup>以下ごとに防煙壁により区

画されたものを除く。③、④も同じ）③「窓その他の開口部を有しない居室」で床面積が200m<sup>2</sup>を超えるもの④延べ面積が1000m<sup>2</sup>を超える建築物の居室で床面積が200m<sup>2</sup>を超えるものこれを③と比較すればわかるように、これらの建築物や居室の要件は、③の要件に面積要件を加えたものに近いが、③と④については「居室」が単位となつているところが違つてている。

用途、階数、延べ面積の要件を満たしていないくとも、「窓その他の開口部を有しない居室」の床面積が200m<sup>2</sup>を超れば、その居室には排煙設備が必要であると考えているのである。

この場合の「窓その他の開口部を有しない居室」は、排煙に有効な部分（天井から80cm以内で開放できる部分）の面積が当該居室の床面積の1/50以上ないものをいうこととされている（令第116条の2第1項第2号）。

#### （5）避難路の明るさの確保のため（法第35条、同令第126条の4）

次の居室または建築物の部分には、原則として非常用の照明装置を設けなけれ

ばならないこととされている（令第126条の4）。

①不特定多数の者や災害弱者等が利用する建築物（法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する特殊建築物）の居室

②階数が3以上で延べ面積が $500\text{m}^2$ を超える建築物の居室

③窓その他の開口部を有しない居室

④延べ面積が $1000\text{m}^2$ を超える建築物の居室

⑤これらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路等で通常照明が必要な部分

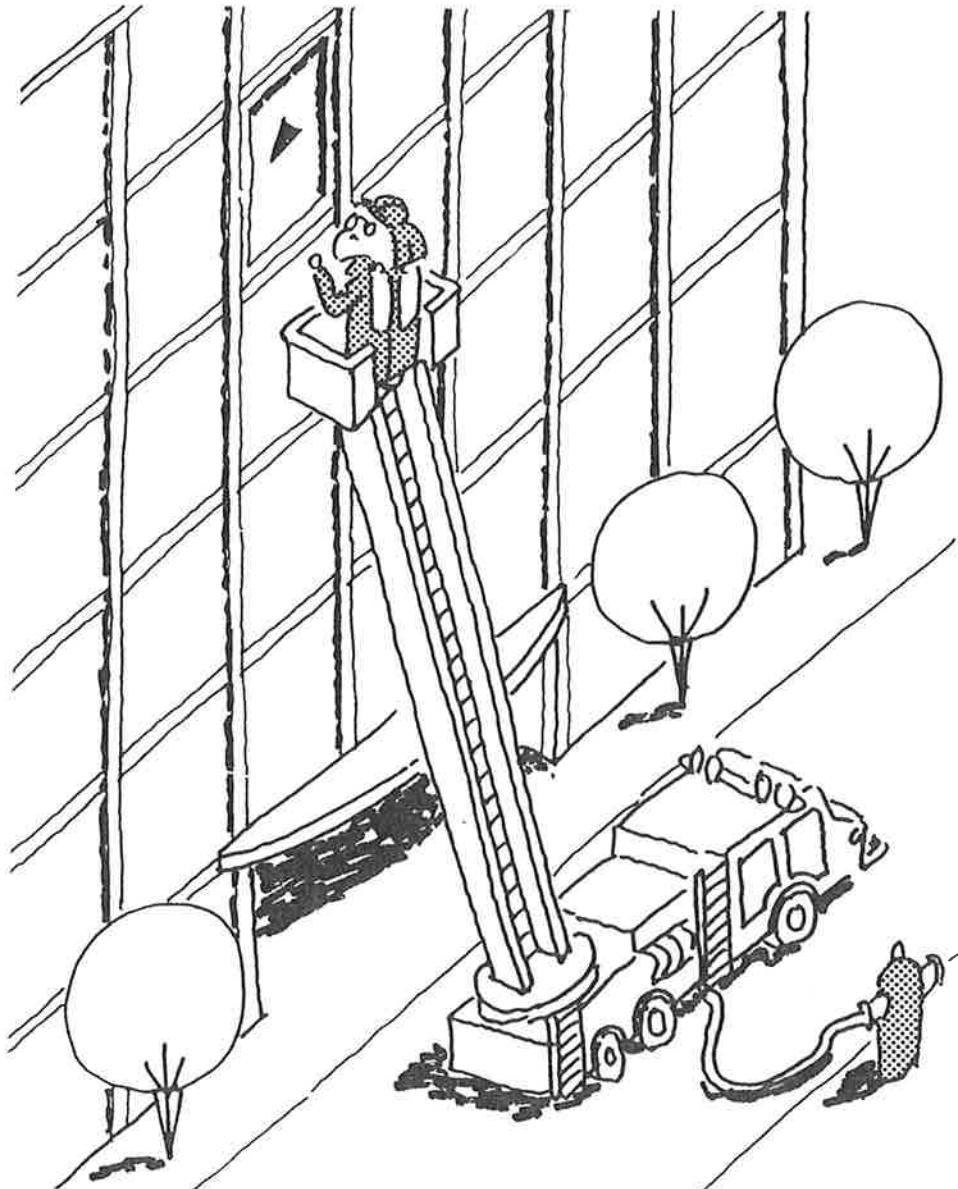
「窓その他の開口部を有しない居室」には非常用の照明装置が必要である、といふのは、まあ当たり前の話ではある。

この場合の「窓その他の開口部を有しない居室」は、当然のことながら、（3）と同じ（令第116条の2第1項第1号）で、採光に有効な部分の面積が当該居室の床面積の $1/20$ 以上ないものを言うこととされている（令第126条の4）。

（6）消防隊の進入のため（法第35条、同令第126条の6）

建築物の31m以下の部分にある3階以上には、非常用の昇降機が設置されなければならない限り、次のいずれかの消防隊進入可能な開口部を設けなければならぬこととされている（令第126条の6）。

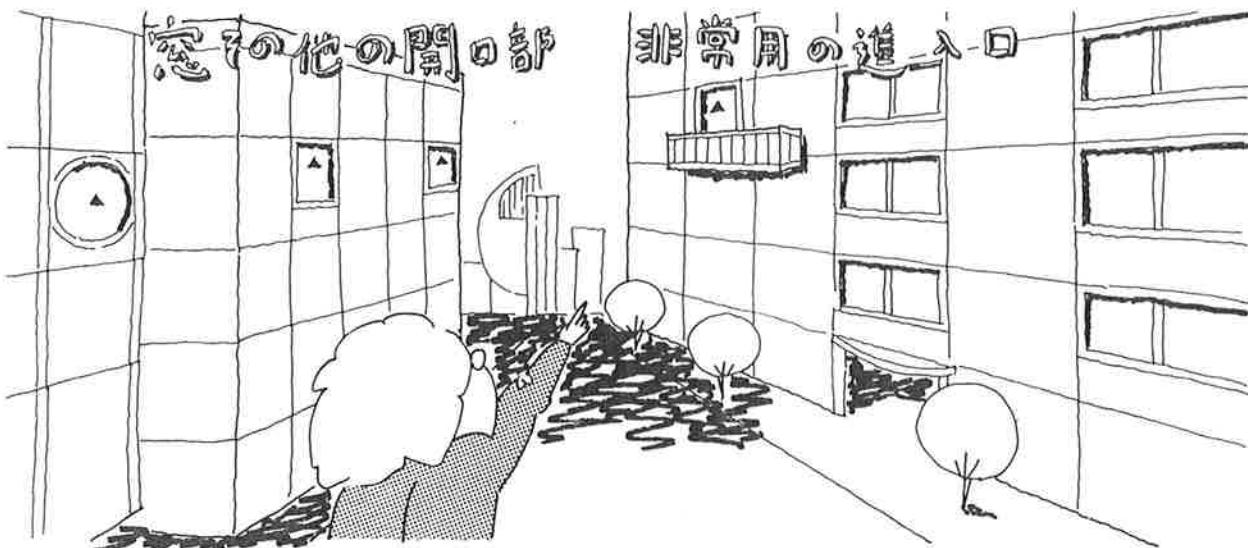
①消防隊がアクセス可能な（幅員4m以



31m以下の部分にある3階以上の階には消防隊進入可能な開口部が必要

上の通路など）外壁面に設ける消防隊の進入可能な「窓その他の開口部」（令第126条の6第2号）

②消防隊がアクセス可能な外壁面に設ける「非常用の進入口」（令第126条の7）  
この規制の場合は他の規制と違つて、



ビルの窓にある赤色の三角形のマークは消防隊進入口である

「窓その他の開口部を有しない居室」という形ではなく、「窓その他の開口部」という形になっている。

この場合の「窓その他の開口部」は、  
 ①直径1m以上の円が内接可能なもの  
 または

②幅75cm以上、高さ1.2m以上のもの

で、格子等屋外からの進入を妨げる構造  
 を有しないものとされている。

このような開口部が10m以内ごとに設  
 置されていない場合は、次のような条件  
 を満たす消防隊用の「非常用の進入口」  
 を40m以下の間隔で設けなければならな  
 い、というわけである。

①幅75cm以上、高さ1.2m以上、下端の床  
 面からの高さ80cm以下とすること

②外部から開放し、または破壊して室内  
 に進入できる構造とすること

③奥行き1m以上、長さ4m以上のバル  
 コニーを設けること

④赤色灯の標識と非常用の進入口である  
 ことを示す1辺20cm以上の正三角形の赤  
 色の表示を設置すること

町を歩いていると、ビルの窓に消防隊  
 進入口であることを示す赤色の三角形の

マークが描かれているのを見ることがあ  
 るが、バルコニーや赤色灯がないものは  
 建築基準法上の「非常用の進入口」を示  
 す正式のものではなく、消防隊進入可能  
 な「窓その他の開口部」に、便宜上④に  
 類似した三角形のマークをつけているの  
 である。

(7) 内装制限の条件のひとつとして（法第  
 35条の2）

次の建築物または室は、壁および天井  
 の室内に面する部分の仕上げを、原則と  
 して、防火上支障がないようにしなけれ  
 ばならないこととされている（法第35条  
 の2）。

①別表第1（い）欄に掲げる用途に供す  
 る特殊建築物

②階数が3以上の建築物

③「窓その他の開口部を有しない居室」  
 を有する建築物

④延べ面積が10000m<sup>2</sup>を超える建築物

⑤調理室、浴室その他の室で火気使用設  
 備・器具を設けたもの

この規制がいわゆる「内装制限」であ  
 るが、その内容の詳細については「内装  
 制限」の項（192頁）で解説しているので

参考して頂きたい。

この場合の「窓その他の開口部を有しない居室」は、次の条件をすべて満たすものとされている（令第128条の3の2）。

①天井の高さが6m以下であること  
②床面積が50m<sup>2</sup>を超えること

③排煙に有効な部分（天井から80cm以内で開放できる部分）の面積が当該居室の床面積の1/50未満であること

このうち、③は④の排煙のための「窓

その他の開口部を有しない居室」の要件とまったく同じであり、排煙性能が十分でない建築物については内装制限により煙の排出量を少なくする必要があるという考え方についているものと考えられる。

このことは、内装制限の規定がスプリンクラー設備等と排煙設備を設置した部分には適用されない（令第129条第7項）ことからも明らかであるといえよう。

（8）区画の不燃化の条件として（法第35条の3）

「窓その他の開口部を有しない居室」は、原則として、その居室を区画する主要構造部を耐火構造とし、または不燃材料で

つくらなければならぬとされている（法第35条の3）。

この規制は、他の規制と違つて、「窓その他の開口部を有しない居室」を区画する主要構造部そのものについて、直接規制している。

この場合の「窓その他の開口部を有しない居室」は、次の開口部を有しない居室をいうこととされている（令第111条第1項）。

①採光に有効な部分の面積が当該居室の床面積の1/20以上の開口部  
②直接外気に接する避難上有効な構造の開口部で、

A 直径1m以上の円が内接可能なものの開口部で、

または

B 幅75cm以上、高さ1.2m以上のもの

これらを見ると、①については、避難路の明るさの確保を図るために「窓その他の開口部」の条件（3）および（5）参照）

と同じであり、②については、消防隊が進入可能な「窓その他の開口部」の条件（6）参照）とおおむね同じであることがすぐ分かる。

消防隊が進入可能ならば、そこから避難することも可能だと考えれば、この規制は、「避難路の明るさが確保できる開口部がないか、脱出可能な開口部がない居室は、床や壁の耐火区画性能を高めて、その部屋で長く持ちこたえることができるようにすべきである」という考え方を立っていると考えることができる。ある。

### 消防法令の「無窓階」

消防法令では「無窓階」は、「建築物の地上階のうち、自治省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう」（消令第10条第1項第5号）とされており、「無窓階」という用語が政省令にそのまま用いられ、定義もはつきりしている。

その自治省令（消則第5条の2）では、「無窓階」を次のような階であるとしている。

①11階以上の階の場合…直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の1/30を超える階（「普通階」という）以外の階  
②10階以下の階の場合…以下の開口部で

表2 無窓階とされると設置規制が強化される消防用設備等

消防用設備等	条文	相当する地上階の階数
消火器具	消令10条第1項第5号	3階以上の階
屋内消火栓設備	消令11条第1項第6号	4階以上の階
スプリンクラー設備	消令12条第1項第1号、第8号	4階以上の階
自動火災報知設備	消令21条第1項第8号、第9号	3階以上の階
非常警報設備	消令24条第2項第2号	なし
避難器具	消令25条第1項第4号	なし
誘導灯	消令26条第1項第1号、第2号	11階以上の階
排煙設備	消令28条第1項第3号	なし

幅員1m以上の通路などに面するものを  
2以上有する普通階以外の階  
A 直径1m以上の円が内接可能な開口部  
または  
B 幅75cm以上、高さ1.2m以上の開口部  
①、②の開口部とも、以下の条件を満たす必要がある。  
A 床面から開口部の下端までの高さが

1.2m以内  
B 格子等内部からの避難を妨げる構造を有せず、かつ、外部から開放または破壊により進入可能

これらの基準を見ると、直径50cm以上の円が内接するスペースがあれば一応避難や消防隊員の進入は可能であるが、消防車のはしごが届く10階以下の階については、本格的な消防活動のためにも、建築基準法で消防隊進入可能とする開口部(6参照)と同様のものが2カ所以上必要であると考えていることがわかる。

「無窓階」とされると、地階や3階または4階以上の階などと同様に、消防用設備等の規制が厳しくなる(用途や延べ面積の条件からは設置が必要とされない場合でも、「地階、無窓階、3階(4階)以上上の階」については設置が必要となる消防用設備等がある)。設置規制が厳しくなる消防用設備等は、表2のとおりである。

なお、以上の考え方とは別に「無窓階」は地下街、建築物の地階などとともに、二酸化炭素またはハロゲン化物を放射する消火器を設置してはならない場所とされている(消令第10条第2項第1号)。この場合の「無窓階」は、①換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下  
②当該床面積が20m<sup>2</sup>以下  
とされており(消則第11条第2項)、二酸化炭素、ハロゲン化物などの危険性のある消火剤を放射するのは、換気がきちんとできる広い場所でなければならない、と考えていることがわかる。

**無窓の居室と無窓階**

以上のように「無窓の居室」と「無窓階」を横断的に整理してみると、これらの規制で必要とされる開口部には、大きく分けて、

- ①明るさの確保
- ②換気口または排煙口の確保
- ③避難口または消防隊の進入口の確保

の三つの目的があり、各々の目的ごとに開口部の考え方や基準をグルーピングできることがわかる。それらの考え方を整理したのが表1である。無窓の居室と無窓階について統一的な理解の一助になるのではないかと思う。